

旅費に関する規程

(目 的)

- 第1条 1. この規程は利府町立利府第二小学校父母教師会会則（以下「会則」という。）第22条の規程に基づき、旅費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費等の支給)

- 第2条 1. 旅費等は本会の運営に関して、次の各号に掲げる関連団体の会議及び研修会その他の行事等に本会を代表して参加する場合に限り支給する。
- (1)利府町 PTA 連合会（以下「町 P 連」という）の会議及び利府町内で行われる会議に出席する場合は、旅費、日当として、一律1回500円支給する。ただし、町 P 連の球技大会や講演会等の行事については一般会員と同様とみなし、支給しない。
 - (2)宮城地区 PTA 連合会（以下「地区 P 連」という）の会議及び宮城地区管内で行われる会議や研修会に出席する場合は、旅費、日当として、一律1回1,000円を支給する。ただし、地区 P 連の講演会等の行事については一般会員と同様とみなし、支給しない。なお、利府町が当番地区の場合は(1)に準ずるものとする。
 - (3)宮城県内で行われる会議及び研修会に出席する場合は、旅費、日当として一律1回2,000円を支給する。
 - (4)宿泊費等の参加費を伴う場合は、旅費、日当とは別に実費を支給する。
 - (5)懇親会に会を代表して、若しくは動員によって参加する場合は、旅費、日当とは別に2,000円を支給する。
2. 事項に掲げた会議及び研修会等に出席した場合であっても、主催した団体等から旅費、日当が支払われる場合には、支給しないものとする。

(雑 則)

- 第3条 1. この規程に定めたもののほか、本会の運営に関し必要な旅費、日当等の支出については、会則第13条の本部役員会で審議するものとする。

附 則

この規程は平成11年4月1日から施行する。

平成11年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正